中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金

よくある質問

5 交付申請について

目次

- Q5-1 交付申請に必要な様式は、市役所窓口で入手できますか。
- Q5-2 提出書類に代表者印の押印は必要ですか。
- Q5-3 補助金は何回も申請して問題有りませんか。
- Q5-4 交付申請はいつまでに実施する必要がありますか。
- Q5-5 事業着手を実施した年度内に事業の支払いが完了せず、年度をまたいでしまいますが、問題ありませんか。

Q5-1 交付申請に必要な様式は、市役所窓口で入手できますか。

A5-1 市役所窓口に様式はご用意ありませんので、へきなん企業応援 NAVI 内の「碧南市の支援策」→「カーボンニュートラル推進支援補助金」ページから入手して下さい。

・ へきなん企業応援 NAVI http://www.hekinan-companysupport.jp/

目次に戻る▶▶

Q5-2 提出書類に代表者印の押印は必要ですか。

A5-2 申請書への押印は不要になります。

<u>目次に戻る▶▶</u>

Q5-3 補助金は何回も申請して問題有りませんか。

A5-3「省エネ・再エネ設備の導入に係る事業」と「省エネ診断・CO2削減計画の策定事業」について、同一年度にそれぞれ1回が限度になります。

<u>目次に戻る▶▶</u>

Q5-4 交付申請はいつまでに実施する必要がありますか。

A5 - 4

●「省エネ診断やCO2削減計画に基づき導入する省エネ・再エネ設備の導入事業」及び「省エネ等に関する診断、算定、専門家の派遣やCO2削減計画の策定に係る事業」

事業着手日までに交付申請書を提出し、市からの交付決定を受ける必要があります。

- ※「事業着手日」とは
- (1) 省エネ・再エネ設備の導入に係る事業・・・設備の発注日
- (2) 省エネ診断及びCO2削減計画の策定に係る事業・・・専門家による現地診断日また、事業着手する年度の2月28日までに交付申請を行ってください。
- ●「国等の省エネ・再エネの導入に対する補助金への上乗せ補助」及び「国等の省エネ等に関する診断、算定、専門家の派遣やCO2削減計画の策定に対する補助金への上乗せ補助」 国等からの補助金振込後から30日以内に交付申請を行ってください。

目次に戻る▶▶

Q5-5 事業着手を実施した年度内に事業の支払いが完了せず、年度をまたいでしまいますが、問題ありませんか。

A5-5 同一年度内に交付申請、事業着手、事業完了、実績報告まで実施する必要があります。

目次に戻る▶▶